

越生町会計年度任用職員 募集要項

1 会計年度任用職員制度について

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、令和2年4月1日から臨時・非常勤職員制度が見直され、会計年度任用職員制度が創設されました。会計年度任用職員とは、地方公務員法第22条の2の規定に基づき、一会计年度（4月1日から翌年3月31日まで）を超えない範囲内で勤務する職員のことです。本制度の導入に伴い、越生町では、令和4年度の会計年度任用職員を募集します。

2 任用期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までのうち必要な期間

3 募集職種・公募数・受験資格

任用を希望する方は、別紙「募集職種一覧」をご確認ください。

以下に該当する方は応募できません。

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 越生町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 申込方法

各職種の申込期間内に、総務課庶務担当（役場2階）に「5 提出書類」を作成のうえ、持参（8時30分から17時15分まで、土曜日・日曜日を除く。）又は郵送により提出してください。

※郵送の場合は、封筒に朱書きで「会計年度任用職員応募書類在中」と記載してください。書類不備や期限までに届かなかった場合は受け付けできませんので十分にご確認ください。

※申込期間終了後も受け付けますが、申込期間中に申し込んだ方から優先的に任用します。

5 提出書類

○越生町会計年度任用職員選考申込書（兼履歴書）（写真添付）※片面印刷

○資格を証する書類の写し（資格を必要とする職の場合）

※提出書類及び面接試験時に取得した個人情報は、選考以外の目的には使用しません。

※提出された書類はいかなる理由によっても一切返却しませんのでご了承ください。

6 選考方法

○書類選考

○面接

※選考の結果により会計年度任用職員任用候補者名簿に登載し、令和4年4月1日以降に任用します。なお、任用候補者名簿に登載されていても、予算・人員配置等の状況等により任用しない場合があります。

※選考に合格すると、任用日が到来するまでは「内定」として取り扱われます。

7 勤務条件

勤務場所、勤務内容、任用期間、勤務日数、勤務時間等については、募集職種一覧表をご覧ください。

8 報酬

募集職種一覧表をご覧ください。なお、職務経験による加算があります。（上限あり）給与改定や最低賃金の改定により報酬額が変わる場合があります。

9 期末手当

次の要件をすべて満たす場合は、6月と12月に支給します。

- 6月1日と12月1日にそれぞれ在籍
- 週あたり15.5時間以上勤務
- 任期が6か月以上

10 費用弁償（通勤費用）

距離及び通勤回数に応じて支給します。

11 労働保険

労働者災害補償保険又は非常勤職員公務災害補償が適用されます。

12 社会保険・雇用保険

社会保険及び雇用保険が適用される職種があります。詳しくは募集職種一覧表をご覧ください。

13 年次有給休暇

週の勤務時間や年間の勤務日数に応じた年次有給休暇が付与されます。

14 服務・人事評価

服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務専念義務、政治的行為の制限、人事評価制度、分限・懲戒処分の対象となります。

15 時間外勤務

職種により時間外勤務を命じる場合があります。

16 問い合わせ先

(1) 会計年度任用職員制度、募集案内に関するお問い合わせ
総務課庶務担当
049-292-3121 (211・214)

(2) 募集の職、勤務時間、業務内容等に関するお問い合わせ
募集職種一覧表に記載された担当課